

公募手続きに関する説明書

この説明書は、公立大学法人公立千歳科学技術大学（以下「本学」という。）が、設計・施工一括（デザインビルド）方式公募型プロポーザル（2026年（令和8年）10月13日付け、「公募型プロポーザル方式（技術提案・交渉方式）」に係る手続開始の公告（告示第4号）」（以下「公告」という。））に付した下記工事に係る公募手続きに関する事項を記したもの（以下「説明書」という。）であり、公募を執行し、契約を締結するにあたり、競争参加者が熟知し遵守すべきものである。

なお、この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、公告、説明書に関し疑問点がある時は、事前に説明を求めて十分に承知しておかなければならない。公募後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできないものとする。

1. 設計・施工一括（デザインビルド）方式公募型プロポーザルに付する事項

- （1）工事件名 公立千歳科学技術大学 L S T C棟整備工事
- （2）工事場所 北海道千歳市美々758番地90
- （3）完成期限 2028年（令和10年）5月31日
- （4）本工事における競争入札参加資格申請（関係資料含む）及び提案書については、郵送又は持参にて提出すること。（郵送の場合は、提出期限までに必着）

2. 工事概要等

公告1のとおり。

3. 競争参加資格

公告2のとおり。

4. 業務内容

① 設計業務

ア 実施設計（意匠・構造・設備設計）

イ 設計監理（意匠・構造・設備設計の意図伝達等^{※注1}）

ウ 設計・施工調整、コスト管理^{※注2}（以下「テクニカル・コスト調整^{※注3}」という。）

注1：請負者による固有の設計、施工技术を反映した実施設計、コスト管理の実施、及び発注者への実施設計方針の説明、意図伝達及び関連工事の調整

注2：実施設計図を作成するにあたり、常に参考額と著しい乖離が生じないような管理を行うことをいう。

注3：実施設計方針として意図した設計内容を施工者へ伝達する。また、施工に伴う発注者・監理者・施工者からの質疑に対する回答や施工者起因の各種検討、設計変更への対応を行う業務をいう。

② 施工業務

ア 建築工事

イ 電気設備工事

ウ 機械設備工事

エ 特殊設備工事

5. 競争参加資格の確認等

- （1）本競争の参加希望者は、公告2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本工事におけるプロポーザルに参加することができない。

- ① 提出期限 公告 3（3）のとおり。
- ② 提出方法 公告 3（3）のとおり。

（2）参加資格確認申請書は、別添**様式 1－1**及び**様式 1－2**により作成すること。

（3）資料は、次に従い作成すること。

① 工事実績

公告 2（13）に掲げる要件を満たす工事の実績を別添**様式 2－1**及び**様式 2－2**に記載すること。また、**様式 2－1**及び**様式 2－2**に係る資料に、実績として記載した工事の内容が確認できる資料（契約書、CORINS、TECRIS、PUBDIS、図面等の写し）を提出すること。

② 配置予定技術者の資格・経験等

公告 2（14）及び（15）に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、経験及び申請時における他工事の従事状況を別添**様式 3－1**、**様式 3－2**及び**様式 3－3**に記載すること。記載する工事経験の実績の件数は 1 件でよい。なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格、工事経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。また、**様式 3－1**、**様式 3－2**及び**様式 3－3**に係る資料として、配置予定技術者が公告 2（14）及び（15）に掲げる資格を有することを確認できる資料（資格証及び健康保険被保険者証の写し）を提出すること。

共同企業体の代表者にあつては、配置予定技術者の工事経験として記載した工事の内容及び当該技術者が従事したことを確認できる資料（契約書、CORINS、TECRIS、PUBDIS、図面等の写し）を提出すること。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合、他工事を落札したことにより当該技術者を配置することができなくなった時点で、本入札には参加不可となるため、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。当該技術者を配置することができないにもかかわらず本入札に参加した場合には、指名停止措置を行うことがある。

③ 技術者の配置について

共同企業体で参加する場合には、構成員毎に配置予定技術者の資料（**様式 3** 関連）を作成すること。

④ 設計施工計画等について

実施要領書による

⑤ 共同企業体競争参加資格確認書類について

共同企業体競争参加資格確認書類として別添**様式 4**、**様式 5**を提出の上、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び直近の経営事項審査結果通知書の写し（代表者及び代表者以外の構成員）を提出すること。

（4）競争参加資格の確認結果は、2026 年（令和 8 年）11 月 6 日（金）までに、電子メールにより通知する。

（5）その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 本学は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書等に関する問い合わせは、公告 3（1）のとおり。

6. 技術提案評価に関する事項

実施要領書による

7. 競争参加資格の確認結果

（1）申請書及び資料を提出した者には、上記 5.（4）のとおり電子メールにより確認結果を通知する。

- (2) 申請書及び資料を提出した者のうち、競争参加資格の内容が無効であると確認できた者に対しては、別途その理由を付して電子メールにより通知する。
- (3) 7. (1) の通知を受けた者のうち競争参加資格の内容が無効であるとされた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により、発注者に対して競争参加資格が無効とした理由についての説明を求めることができる。
- (4) 発注者は、競争参加資格がないと認めた理由について説明を求められたときには、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

8. 技術提案書及び参考見積書（以下「技術提案書等」という。）の提出

- (1) 技術提案書等を提出する場所
公告3（1）のとおり。
- (2) 技術提案書等の提出期限及び提出方法
公告3（5）のとおり。
なお、技術提案書等については、指定部数（12部）を公告3（1）に示す場所に郵送又は持参すること。（郵送の場合は、提出期限までに必着）
- (3) 遵守事項
 - ① 競争参加者は、仕様書、図面及び添付書類を熟読のうえ、技術提案書等を作成し、会社名、代表者の職名・氏名を記載し、代表者印を押印のうえ、提出すること。
 - ② 提出期限を厳守すること。
 - ③ 参考見積書には本契約に関わる一切の費用を含むものとする。
 - ④ 一旦、本学が受理した技術提案書等は、引替え、変更又は取消すことはできない。
 - ⑤ 提出は、競争参加者又はその代理人が行うものとする。
 - ⑥ 代理人に提出させる場合には、提出に先立ち委任状を本学の事務担当職員に提出しなければならない。
- (4) 技術提案書等の無効
次のいずれかの項に該当する技術提案書等は無効とする。
 - ① 競争参加有資格者以外の者による技術提案書等。
 - ② 委任状の提出がなされていない代理人が行った技術提案書等。
 - ③ 同一競争参加者からの2つ以上の技術提案書等。
 - ④ 競争参加者又はその代理人が同時に他の競争参加者の代理をした技術提案書等。
 - ⑤ 正常な競争を妨げる目的をもって連合したことが認められる技術提案書等。
 - ⑥ 件名、項目名、金額等が不明確な技術提案書等。
 - ⑦ 記名、押印又は署名のない技術提案書等。
 - ⑧ 他の競争参加者の参加を妨害する行為、又は事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の技術提案書等。
 - ⑨ その他入札に関する条項に適合しない技術提案書等。
- (5) 技術提案書等の記載方法及び優先交渉権者の選定方法等
実施要領書による

9. 参考見積金額積算内訳根拠書類の提出

- (1) 競争参加者は、参考見積書の提出に際し、参考見積書に記載される金額に対応した内訳明細書（中項目以上）を作成し提出すること。
- (2) 内訳明細書の様式は自由であるが、記載内容は、工種、項目、金額等を明らかにするものとする。内訳明細書には、商号、名称、住所、工事名を記載し、押印のうえ提出すること。
- (3) 提出された内訳明細書については、担当者（その補助者を含む。）が説明を求めることがある。
- (4) 内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであって、契約上の権利義務を生じるものではない。

10. 契約保証金
納付。

但し、有価証券等の提出又は銀行、公立大学法人公立千歳科学技術大学理事長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

11. 配置予定技術者の確認
公告4（3）のとおり。

12. 技術提案書等の作成に関する質問

（1）質問書提出方法

実施要領別添様式1の質問書に質疑内容を記入し、下記宛先まで電子メールにより提出すること。（質疑がない場合は提出不要。）

宛先：kikakusoumu@photon.chitose.ac.jp

（2）質問書提出期限

・2026年（令和8年）10月23日（金）午後5時まで

（3）質問回答の閲覧日時及び場所

回答日

・2026年（令和8年）10月30日（金）

閲覧場所

公告3（2）のと同じ。

（4）留意事項

意見表明と解されるものについては、回答しないことがある。要求水準が不明瞭な仕様等がある場合は当否の回答が可能な限定質問とし、想定している仕様等を明らかにすること。

13. その他

（1）申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（2）説明書等を入手した者は、これを本手続以外の目的で使用してはならない。

（3）共同企業体の構成員の一部が、申請書等の提出期限から競争参加資格通知日まで間に指名停止措置を受けた場合は、入札に参加できないものとする。

様式1-1

令和 年 月 日

公立大学法人公立千歳科学技術大学
理事長 宮永 喜一 殿

住 所
商号又は名称
氏 名

競争参加資格確認申請書(1)

2026年(令和8年)10月13日付けで公告のありました、「公立千歳科学技術大学 L S T C棟整備工事」に係る公募型プロポーザルに参加を希望します。

なお、申請書及び下記提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1. 公告年月日 2026年(令和8年)10月13日(火)
2. 工事名 公立千歳科学技術大学 L S T C棟整備工事
3. 工事場所 北海道千歳市美々758番地90
4. 技術資料記載責任者名 電話番号
5. 提出資料
 - (1) 公告2 競争参加資格(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(12)、(13)、(14)②、(17)に定める事項 (様式1-2)
 - (2) 施工実績及び契約書写し等施工実績証明資料(CORINS可)
(単体又は共同体代表者は様式2-1、共同体構成員は様式2-2)
 - (3) 管理技術者及び主任(監理)技術者の資格・工事経験及び資格者証等写し
(単体又は共同体代表者は様式3-1及び様式3-2、共同体構成員は様式3-3)
 - (4) 共同企業体競争参加資格確認書類(該当する場合に限る)
委任状(様式4)、誓約書(様式5)、特定建設工事共同企業体又は設計・施工共同企業体協定書の写し
 - (5) その他
 - ・ 建築士事務所登録証明
 - ・ 建設業の許可について(通知)(写し)
 - ・ 北海道に建設業法に基づく拠点を有することを証明する資料(北海道外に本社がある者のみ提出)
 - ・ 直近の経営事項審査結果通知書(表紙のみ)の写し(代表者及び代表者以外の構成員)

競争参加資格確認申請書（２）

令和 年 月 日

公告 2. 競争参加資格（貴社について記入すること）

- （１） 地方自治法施行令167条の４の規定を準用し、同規定に該当しない者であること。
【記入例：該当しない】
- （２） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
【記入例：該当しない】
- （３） 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までの期間に、北海道（石狩振興局）及び千歳市より指名停止措置を受けていないこと。
【記入例：指名停止措置を受けていない】
- （４） 競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
【記入例：関係はない】
- （５） 単体又は共同企業体の代表者は、北海道内に、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項及び建設業法施行令第１条に基づく本社(本店)、支店若しくはこれに準ずる営業所が存在すること。
【記入例：有する】
- （６） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
【記入例：当該状態が継続していない】
- （７） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）の規定に抵触する行為は行っていないこと。
【記入例：抵触する行為は行っていない】
- （１２） 単体又は共同企業体の代表者は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
【記入例：登録：一級建築士事務所（登録番号 第〇〇〇〇号）
【記入例：資格者数：一級建築士〇〇〇人】
- （１３） 単体又は共同企業体の代表者は、特定建設業の許可を受けている者であって、建設業法に基づく直近の経営事項審査のうち、建築一式工事における総合評定値（P）が1,200点以上であること。
【記入例：（代表者）総合評定値（P）建築一式工事：〇〇〇〇点】
- （１４） ② 共同企業体の代表者以外の構成員は、インダストリアルクリーンルーム、大学校舎、研究実験施設、病院、工場等の用途に供する建築物又は建築物群の新営建築工事又は改修工事の施工実績を有し、かつ、建築一式 工事における総合評定値（P）が 1,200点以上、又は設計した実績
【記入例：（代表者以外の構成員）総合評定値（P）建築一式工事：〇〇〇〇点】
- （１７） 今後別に発注を予定している、特殊ガス設備工事、及び当該設備を含めた、その他ユーティリティの研究装置への二次接続工事について見積り並びに請負が可能であって、本事業完了までにこれらの設計施工に従事できる者を配置できること。
【記入例：配置できる】

設 計 施 工 実 績
(単体又は共同企業体の代表者)

会社名 _____

同種工事の条件		元請として、平成 2 8 年度以降に完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を設計施工した実績を有すること。 ・ 600㎡以上のインダストリアルクリーンルームを内包する、延床面積 1,000㎡以上の施設（大学校舎、研究実験施設、病院、工場等）の用途に供する建築物又は建築物群の新営建築工事又は改修工事（同一の建築物又は建築物群で工事契約が複数に分かれた場合は合算してよい。但し、工事期間が重複する又は連続する一連の工事の場合に限る。）の設計及び施工を一括で行った実績
工 事 名 称 等	工 事 名 称	CORINS登録 有・無 （ CORINS番号、工種 ）
	発 注 機 関 名	国・北海道・公団・他都府県・市町村等
	施 工 場 所	(都道府県・市町村名)
	契 約 金 額	円
	工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	受 注 形 態 等	・ 単体／共同企業体（出資比率％）
工 事 概 要	建 物 用 途	
	構 造・階 数	
	建 物 規 模	(㎡)
	工 事 内 容	※ 競争参加資格の条件を満たす工事内容であることがわかるように記載すること。
その他		

- 注) 1) 掲示において明示した資格があると判断できる必要最小限の項目を記入すること。
 2) 記載する工事をCORINSに登録している場合は、竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術データ）の写しを添付すること。
 3) 記載する工事がCORINSに登録されていない場合又はCORINSに登録されているが同種工事の証明ができない場合は、同種工事であることが証明できる契約書等の写しを添付すること。

施 工 実 績
(共同企業体の代表者以外の構成員)

会社名 _____

同種工事の条件		元請として、平成 2 8 年度以降に完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を設計施工した実績を有すること。(出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。) ・インダストリアルクリーンルーム、大学校舎、研究実験施設、病院、工場等の用途に供する建築物又は建築物群の新営建築工事又は改修工事の施工実績を有し、かつ、建築一式 工事における総合評定値 (P) が 1, 200 点以上、又は設計した実績
工 事 名 称 等	工 事 名 称	CORINS登録 有・無 (CORINS番号、工種)
	発 注 機 関 名	国・北海道・公団・他都府県・市町村等
	施 工 場 所	(都道府県・市町村名)
	契 約 金 額	円
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受 注 形 態 等	・単体／共同企業体 (出資比率%)
工 事 概 要	建 物 用 途	
	構 造・階 数	
	建 物 規 模	(㎡)
	工 事 内 容	※ 競争参加資格の条件を満たす工事内容であることがわかるように記載すること。
その他		

- 注) 1) 掲示において明示した資格があると判断できる必要最小限の項目を記入すること。
 2) 記載する工事を CORINS に登録している場合は、竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテ (一般データ、技術データ) の写しを添付すること。
 3) 記載する工事が CORINS に登録されていない場合又は CORINS に登録されているが同種工事の証明ができない場合は、同種工事であることが証明できる契約書等の写しを添付すること。

管理技術者等の資格・工事経験

会社名

(ふりがな) 配置予定技術者の氏名		管理技術者 ○○ ○○		
法令による資格・免許		一級建築建築士（取得年月、登録番号）		
工事経験の条件 (同種工事の設計実績と異なる場合があるので、確認の上作成すること。)		元請として、平成 28 年度以降に完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を設計した実績を有すること。（共同企業体の場合は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。） ・ 600㎡以上のインダストリアルクリーンルームを内包する、延床面積1,000㎡以上の施設（大学校舎、研究実験施設、病院、工場等）の用途に供する建築物又は建築物群の新営建築工事又は改修工事（同一の建築物又は建築物群で工事契約が複数に分かれた場合は合算してよい。但し、工事期間が重複する又は連続する一連の工事の場合に限る。）の設計及び施工を一括で行った実績		
工事の 経験の 概要	工 事 名			
	発注機関名			
	施 工 場 所			
	契 約 金 額			
	工 期			
	工事受注形態等			
	従 事 役 職			
	工 事 内 容	用途		
		構造		
		規模		
	工事内容			
	工事登録の有無	有（CORINS、TECRIS、PUBDIS等の登録番号を記載） ・ 無		
申請時 における他工事の 従事状況等	工 事 名			
	発注機関名			
	工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
	従 事 役 職	管理技術者、その他の従事役職を記入		
	本工事と重複する場合の 対応措置	例1) 本工事に着手する前の〇月〇日に工期が完了するため本工事に従事可能 例2) 現在、現場代理人（担当技術者）なので変更を行い本工事着手日までに従事可能		
	工事登録の有無	有（CORINS、TECRIS、PUBDIS等の登録番号を記載） ・ 無		
重複申請 の有無	重複申請工事名		提出日・提出先	

- 注) 1) 掲示において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を記入すること。
- 2) 配置予定技術者を監理技術者とする場合は、監理技術者資格者証の写し（裏表）及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
- 3) 「申請時における他工事の従事状況等」のうち重複する場合の対応措置の理由は、配置予定技術者が専任で本工事に配置できることがわかるように記入するものとする。また、それが確認できる資料を添付するものとする。
- 4) 「重複申請の有無」については、本工事の競争参加資格確認申請時において、他の入札手続き開始中の工事に重複して申請している場合又は重複申請しようとする場合に記入する。
- 5) 重複申請する場合は、工事名等を記入して下さい。（※CORINSの受注時又は途中変更時工事カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術者一覧、技術データ）の写しを添付すること。）

主任（監理）技術者等の資格・工事経験
（単体又は共同企業体の代表者）

会社名

（ふりがな） 配置予定技術者の氏名		（主任・監理）技術者 ○○ ○○	
法令による資格・免許		一級建築施工管理技士（取得年月、登録番号） 監理技術者資格（取得年月、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年月、修了証番号）	
工事経験の条件 （同種工事の施工実績と異なる場合があるので、確認の上作成すること。）		元請として、平成 2 8 年度以降に完成・引渡し完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の場合は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。） ・ 600㎡以上のインダストリアルクリーンルームを内包する、延床面積 1, 000㎡以上の施設（大学校舎、研究実験施設、病院、工場等）の用途に供する建築物又は建築物群の新営建築工事又は改修工事（同一の建築物又は建築物群で工事契約が複数に分かれた場合は合算してよい。但し、工事期間が重複する又は連続する一連の工事の場合に限る。）の設計及び施工を一括で行った実績	
工事の 経験の 概要	工 事 名		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期		
	工事受注形態等		
	従 事 役 職		
	工 事 内 容	用途 構造 規模 工事内容	
	工事登録の有無	有（CORINS、TECRIS、PUBDIS等の登録番号を記載） ・ 無	
	申請時 における 他工事の 従事状況 等	工 事 名	
発注機関名			
工 期		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
従 事 役 職		現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他の従事役職を記入	
本工事と重複する場合の対応措置		例 1）本工事に着手する前の○月○日に工期が完了するため本工事に従事可能 例 2）現在、現場代理人（担当技術者）なので変更を行い本工事着手日までに従事可能	
工事登録の有無		有（CORINS、TECRIS、PUBDIS等の登録番号を記載） ・ 無	
重複申請 の有無	重複申請工事名		提出日・提出先

- 注） 1） 掲示において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を記入すること。
- 2） 「工事経験の概要」に記入した工事を CORINS に登録している場合は、竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術者一覧、技術データ）の写しを添付すること。
- 3） 「工事経験の概要」に記入した工事が CORINS に登録されていない場合又は CORINS に登録されているが従事していた同種工事の経験が証明できない場合は、配置予定技術者が同種工事に従事していたことが証明できる契約書等の写しを添付すること。
- 4） 複数名申請する場合は、技術者毎に各々記入すること。
- 5） 配置予定技術者を監理技術者とする場合は、監理技術者資格者証の写し（裏表）及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
- 6） 「申請時における他工事の従事状況等」のうち重複する場合の対応措置の理由は、配置予定技術者が専任で本工事に配置できることがわかるように記入するものとする。また、それが確認できる資料を添付するものとする。
- 7） 「重複申請の有無」については、本工事の競争参加資格確認申請時において、他の入札手続き開始中の工事に重複して申請している場合又は重複申請しようとする場合に記入する。
- 8） 重複申請する場合は、工事名等を記入して下さい。（※ CORINS の受注時又は途中変更時工事カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術者一覧、技術データ）の写しを添付すること。）

**主任（監理）技術者等の資格・工事経験
（共同企業体の代表者以外の構成員）**

会社名

（ふりがな） 配置予定技術者の氏名		（主任・監理）技術者 ○○ ○○
法令による資格・免許		一級建築施工管理技士（取得年月、登録番号） 監理技術者資格（取得年月、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年月、修了証番号）
工事経験の条件 （同種工事の施工実績と異なる場合があるので、確認の上作成すること。）		元請として、平成 28 年度以降に完成・引渡し完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の場合は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。） ・インダストリアルクリーンルーム、大学校舎、研究実験施設、病院、工場等の用途に供する建築物又は建築物群の新営建築工事又は改修工事の施工実績を有し、かつ、建築一式 工事における総合評定値（P）が 1,200 点以上、又は設計した実績
工事の 経験の 概要	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	工事受注形態等	
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	
	用途	
	構造	
規模		
工事内容		
工事登録の有無		有（CORINS、TECRIS、PUBDIS等の登録番号を記載） ・ 無
申請時 における他 工事の従 事状況 等	工 事 名	
	発注機関名	
	工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他の従事役職を記入
	本工事と重複する 場合の対応措置	例 1) 本工事に着手する前の〇月〇日に工期が完了するため本工事に従事可能 例 2) 現在、現場代理人（担当技術者）なので変更を行い本工着手日までに従事可能
	工事登録の有無	有（CORINS、TECRIS、PUBDIS等の登録番号を記載） ・ 無
重複申請 の有無	重複申請工事名	提出日・提出先

- 注） 1) 揭示において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を記入すること。
- 2) 「工事経験の概要」に記入した工事を CORINS に登録している場合は、竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術者一覧、技術データ）の写しを添付すること。
- 3) 「工事経験の概要」に記入した工事が CORINS に登録されていない場合又は CORINS に登録されているが従事していた同種工事の経験が証明できない場合は、配置予定技術者が同種工事に従事していたことが証明できる契約書等の写しを添付すること。
- 4) 複数申請する場合は、技術者毎に各々記入すること。
- 5) 配置予定技術者を監理技術者とする場合は、監理技術者資格者証の写し（裏表）及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
- 6) 「申請時における他工事の従事状況等」のうち重複する場合の対応措置の理由は、配置予定技術者が専任で本工事に配置できることがわかるように記入するものとする。また、それが確認できる資料を添付するものとする。
- 7) 「重複申請の有無」については、本工事の競争参加資格確認申請時において、他の入札手続き開始中の工事に重複して申請している場合又は重複申請しようとする場合に記入する。
- 8) 重複申請する場合は、工事名等を記入して下さい。（※CORINS の受注時又は途中変更時工事カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術者一覧、技術データ）の写しを添付すること。）

様式 4

委 任 状

私は、【特定建設工事共同企業体又は設計・施工共同企業体の代表者】 に下記の権限を委任します。

記

工事名 公立千歳科学技術大学 L S T C棟整備工事

1. 特定建設工事共同企業体又は設計・施工共同企業体の競争参加資格確認申請の手續きに関する件
2. 当特定建設工事共同企業体又は設計・施工共同企業体に対する一切の文書受領に関する件
3. 競争及び見積もりに関する一切の件

令和 年 月 日

公立大学法人公立千歳科学技術大学 御中

委 任 者	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
委 任 者	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
受 任 者	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印

様式5

誓 約 書

工事名 公立千歳科学技術大学 L S T C棟整備工事

私共は、 特定建設工事共同企業体又は設計・施工共同企業体に係る上記工事の
監理技術者又は主任技術者をそれぞれ工事現場に配置することができることを誓約します。

令和 年 月 日

公立大学法人公立千歳科学技術大学 御中

代 表 者	住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名	印
-------	----------------------------	---

構 成 員	住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名	印
-------	----------------------------	---

構 成 員	住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名	印
-------	----------------------------	---

特定建設工事共同企業体又は 設計・施工共同企業体協定書（例）

（設置）

第1条 ○○株式会社・○○株式会社・○○株式会社は共同出資し、次の建設事業を共同連帯して営むため共同企業体を設置する。

- 一 公立大学法人公立千歳科学技術大学発注に係る公立千歳科学技術大学×××工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負。
- 二 前号に附帯する事業。

（名称）

第2条 本共同企業体は、○○・○○・○○特定建設工事共同企業体又は設計・施工共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第3条 企業体は、事務所を○○都道府県○○区市郡○○町村○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月を経過する日まで存続するものとする。ただし、完成期限が延長される場合には、その建設工事の請負契約の後3カ月を経過する日まで存続するものとする。

- 2 建設工事を請け負うことができなかった企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（代表者の名称）

第5条 企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第6条 企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第7条 企業体の各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○建設株式会社	○○%
○○建設株式会社	○○%
○○建設株式会社	○○%

- 2 前項の出資には金銭以外のもの（機械器具、労働力、その他金銭に換算し得るもの）を含むものとし当該出資は、時価を参酌のうえ構成員が協議して定める額とする。

（運営委員会）

第8条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

- 2 運営委員会規定は、別に定めるものとする。
- 3 運営委員会規定は、次の事項について定めるものとする。
 - （1）構成員及び運営方法に関すること。
 - （2）議事録の作成及び配布に関すること。
 - （3）事務局に関すること。
 - （4）工事完成後のかし担保責任の分担に関すること。
 - （5）現場代理人及び主任技術者等の選定に関すること。
 - （6）紛争処理に関すること。
 - （7）その他の必要事項。

（構成員の責任）

第9条 各構成員は、建設工事の入札、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 企業体は、工事完成のつど当該工事について合同計算により決算するものとする。

2 企業体に関する経理については、帳簿を備えるものとする。

(利益金の配当)

第12条 決算の結果利益を生じた場合には、第7条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第7条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ本企業体が建設工事を完成する日まででは脱退することができない。

2 工事途中において構成員のうち脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第7条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、第11条1項の決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外 社は上記のとおり〇〇〇〇特定建設工事共同企業体又は設計・施工共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

所在地

〇〇〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

所在地

〇〇〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

所在地

〇〇〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印